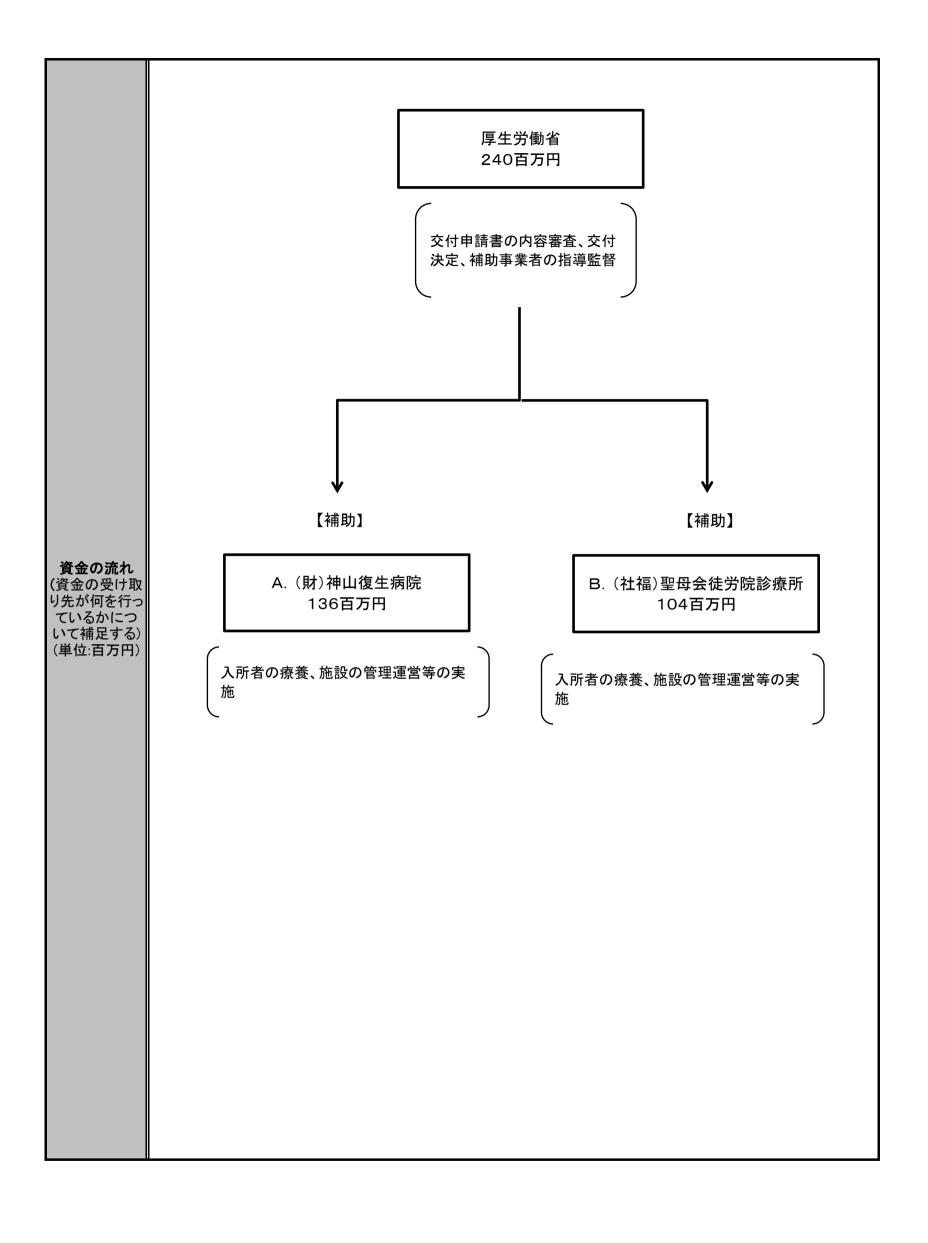
						事業番号	156
			行政事:	業レビュー	・シート	(厚生	労働省)
予算事業名		私立ハンセン病	療養所補助金	事業開始 年度	昭和2	26年度	作成責任者
担当部局庁		健康局		担当課室	疾病対策課		疾病対策課 難波 吉雄
会計区分		一般会計		上位政策			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)		ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第9 条		関係する計 画、通知等		-	
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)		「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第9条」に基づき、国内2カ所の私立ハンセン病療養所(神山復生病院待労院診療所)で行われている入所者への療養及び療養所の管理運営の補助を行っている。 【補助率 10/10】  【ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第9条】 国は、入所者(第二条第二項の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所している者に限る。)に対する必要な療養が確保されるよう、必要な措置を講ずるものとする。  厚生労働省告示第二百三十六号 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第二条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める次のとおりとする。 五 次の表に掲げる私立のハンセン病療養所設置時の名称設置された都道府県復生病院 静岡県					
(5行)	業概要 行程度以 別添可) 施状況	私立ハンセン病療養所					
	他状况	全国2カ所に設置された、				1	1
		7 M + T (   1	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
<b>予算の状況</b> (単位:百万円)		予算額(補正後)	236	240	240	239	238
		執行額	236	240	240		
		執行率	100	100	100		
		総事業費(執行ベース)	236	240	240		
	支出先・ 使途の把 握水準・ 状況	支出先・使途の把握については、事業完了後提出される事業実施報告により把握。					
自己点検	見直しの余地	・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律によれば、国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた身体および財産に係る被害、その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されており、ハンセン病の患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題とされている・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第9条においても、国は入所者に対する必要な療養が確保されるよう、必要な措置を講ずるものとされており、当該事業を見直すことは困難である。					
予算監視・効率化補	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に基づく必要な事業であり、予算の執行の観点からも概ね妥当であるが、引き続適切な予算執行に努めること。						



A.(財)神山復生病院 E. 金 額 金 額 費目 使 途 費目 使 途 (百万円) (百万円) 人件費 職員基本給等 85 備品費、消耗品費、印刷製本費 庁費 50 旅費 職員等派遣旅費 0 計 136 計 B.(社福)聖母会徒労院診療所 F. 金 額 金 額 費目 使 途 費目 使 途 (百万円) (百万円) 人件費 職員基本給等 61 備品費、消耗品費、印刷製本費 庁費 42 旅費 職員等派遣旅費 費目•使途 (「資金の流れ」 においてブロッ クごとに最大の 金額が支出さ れている者に ついて記載す る。使途と費目 0 計 104 計 の双方で実情が分かるように C. G. 記載) 金 額 金 額 使 途 使 途 費目 費目 (百万円) (百万円) 0 計 計 D. H. 金 額 金 額 使 途 費目 使 途 費目 (百万円) (百万円) 計 0 計